

● 契約終了後の融資契約書等のお取り扱いについて

お客様各位

令和3年7月26日

日頃は、高知信用金庫に格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

高知信用金庫（以下「当金庫」といいます）では、これまでご融資時にお預かりいたしました融資契約書等につきましては、ご返済によって契約終了（完済）となりました場合には、お客様へご返却させていただいておりましたが、令和3年8月2日（月）より、一部の契約書（抵当権の解除登記に必要となる書類等）を除き、当金庫で所定の期間保管した上で、廃棄させていただくことになりましたので、お知らせいたします。

なお、ご返済終了となる融資取引に際して、不動産・ご預金等の担保（根担保を除きます）を差し入れていただいていた場合には、個別にお取引店からご連絡をさせていただきますので、所定のお手続きにご協力を賜りたく、お願い申し上げます。

ご不明な点等がございましたら、お取引店または最寄りの店舗までお問い合わせください。今後とも一層のサービス向上に努めてまいりますので、引き続きご愛顧賜りますようお願い申し上げます。

以 上